

(株式会社地域力再生機構法の一部改正)
第二十八条 株式会社地域力再生機構法の一部を次のように改正する。
第二十四条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第六十二条の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の「を削り、第十一条第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三条第一項の経営資源融合計画」を「第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十三条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の第二項の中小企業承継事業再生計画」に改める。
第六十四条中「産業活力再生特別措置法第二条第十八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十五項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫
総務大臣 鳩山 邦夫
財務大臣 与謝野 馨
文部科学大臣 塩谷 立
厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義

不正競争防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

法律第三十号

不正競争防止法の一部を改正する法律
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第七号中「不正の競争その他の」を削る。

第二十一条第一項第二号を削り、同項第一号中「(人)を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。」により、及び(営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体(以下「営業秘密記録媒体等」という。)の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。))その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。)を削り、「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。))又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。))その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。))により、営業秘密を取得した者

第二十一条第一項第三号を次のように改める。
三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者
イ 営業秘密記録媒体等(営業秘密が記載された書、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。))又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

口 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
第二十一条第一項第六号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、第一号又は第三号から前号までを「第二号又は前号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に、第三号を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「不正の競争の」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

第二十一条第四項中「第一項第一号又は第三号から第六号まで」を「第一項第二号又は第四号から第七号まで」に改める。
第二十二条中「第六号」を「第七号」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法務大臣 森 英介
経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

御名 御璽

平成二十一年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

法律第三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条」を「第二十三条の二」に改める。

第一条中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護」に改める。
第十九条の十三の次に次の一条を加える。
(品質に関する表示の基準の遵守)
第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。
第十九条の十四の見出しを削り、同条の前に見出しとして(表示に関する指示等)を付し、同条第一項中「前条第一項」を「第十九条の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第十九条の十三第三項」に改める。
第十九条の十四の次に次の一条を加える。
第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。
第七章中第二十四条の前に次の一条を加える。
第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。))について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
第二十九条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二又は第二十四条」に改める。

農林水産大臣 石破 茂
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。